令和７年度学校いじめ防止基本方針

津和野町立津和野中学校

１　学校いじめ防止基本方針の捉え方

本校は４つの校訓のうちの「友愛」を受けて、「支え合い、磨き合う生徒」をめざす生徒像の一つに掲げ、だれもが安心して学べる学校づくりを全校体制で進めている。特に、生徒同士、生徒と教職員間の温かい人間関係を基礎として教育活動を展開し、豊かな体験活動によって、生徒も周りの大人も人としてともに成長する学校を目指している。

また、小中の連携や学校・家庭・地域の連携を密にとりながら、就学前から小学校、中学校と地域がともに子どもを育てる体制を整えてきており、その成果を上げている。

ただ、多感な思春期にある生徒たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、コミュニケーション能力の育成、基本的生活習慣の確立など取り組まなければならない課題も多い。日々の学校生活において人間関係について悩んだり、いじめなどの問題が起きたりする場合がある。生徒が安心して生活し学ぶことができる学校を作るためには、まず「いじめ」の予防と早期発見、そして迅速で適切な対応に全教職員で努めていかなければならない。

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、ＳＮＳなど情報機器を介した人権侵害、暴力行為に及ぶものなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。

また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩む事案が起こることも予想される。

そこで、生徒たちが意欲をもって充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」をいじめ防止対策推進法第１３条に基づき定める。

２　いじめとは

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットなどを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの態様・・・ いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

〇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
〇仲間はずれや無視をされる。
〇遊ぶふりをして又は故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
〇金品をたかられる。
〇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
〇いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
〇パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。

３　いじめ防止対策としての校内体制

（１）いじめに対する基本的な考え方

○「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識をもつ。
○「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識をもつ。
○「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識をもつ。
○ 被害生徒を守り抜くという姿勢で対応する。
○ 加害生徒には「自らの行為の責任を自覚させ、二度といじめをさせない」という姿勢で対応する。

（２）未然防止的取組

人権教育を基底にした教育活動を推進し、仲間づくりをしっかりと進める。いじめが起きた場合も、子ども同士の強固なつながりにより解決をめざす姿勢を大切にする。

〇生徒理解

授業中や休み時間での生徒との会話やふれあいなどを大切にして、生徒理解を深める。学年部を中心に教職員で連携してチームで一人一人への支援を行う。また、家庭とも良好な関係を築くよう努める。学期毎の生活アンケートなどを活用する。

生徒の欠席についても表面的に捉えるのではなく、状況に応じて、きめ細かく理由や背景を把握するように努める。

〇教育相談

学期に１回教育相談期間を設け、生徒個人の抱える悩みや課題を聞き、注意や対応を要する情報の共有を行う。また、生徒のサインに気づくよう努め、状況に応じて適宜相談活動を行う。

〇情報教育

ネット社会における課題や対処法などについて、各学級で指導を行うとともに保護者にもその危険性について研修会等で啓発を進める。

〇保小中高連携・地域との連携

異校種間相互の授業参観や情報交換、ＰＴＡ活動の連携等を行い、児童生徒理解を深めるとともに教職員間の連携を強化する。６年生の体験入学を行うなど「中１ギャップ」の解消に努める。民生児童委員や学校評議員とも連携を図り、生徒の支援体制を整える。

〇ＳＣ、ＳＳＷの活用

ＳＣによる全校生徒一人一人との個人相談を行い、教員には話しにくいことなどを聞いてもらえる場を設定する。また、生徒の自己肯定感・自己有用感を高めるストレスマネジメント・ソーシャルスキルトレーニングの授業をＳＣといっしょに行う。

ＳＳＷとの情報交換を定期的に行い、保護者（家庭）と関係機関との連携のありかたについての助言を得ながら、よりよい支援の方向を見出す。

生徒指導主事・学級担任・養護教諭と連携して、いじめ防止に役立つ研修を行う。

〇学校評価

教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

〇いじめ防止対策協議会（学校いじめ対策組織）

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導部、ＳＣ、ＰＴＡ役員等をメンバーとした組織を設置し、年間計画に基づき検証する。また、校内で作成したいじめ防止に対する具体的なマニュアルやいじめ防止のための助言を受けながら検討し、協力体制を整える。

〇関係機関との連携

（必要に応じて）SSW や児童相談所、医療機関、警察署等との連携を図り、生徒や保護者への指導支援に活かす。

（年間指導計画は別紙参照）

（３）対処的取組

いじめについての問題行動が起こった場合の対応

【いじめ事案発生】

↓

関係・目撃職員

↕ 連絡・相談

生徒指導主事 ↔（連絡／指示）管理職 ↔（連絡／指示）町教育委員会

↓

【構成メンバー】
管理職、生徒指導部、関係職員、担任、ＳＣ、ＳＳＷ
ＰＴＡ役員等
・事実確認調査
・情報収集　・情報提供
・役割分担　・再発防止策

【いじめ問題対策協議会の設置】 ↔ 関係諸機関 学校運営協議会

連携（情報提供）

↓

生徒指導主事・関係職員

↓ 指導

関係生徒

↓ 連絡

関係保護者

被害者側：担任が生徒指導主事または管理職同伴で家庭訪問を行い、状況と対応について説明する。

加害者側：生徒と一緒に来校してもらい、校長同席のもと状況と対応について担任（または生徒指導主事）が説明し、管理職からも指導を行う。

生徒指導主事・関係職員

【各方面への事後対応等の実施】

○ 関係生徒に対してその後の様子の確認や心のケアを行う。
○ 保護者に対して連絡を密にとる。
○ 必要に応じてＳＣや関係機関と連携を図る。
○ 機をみて、保護者への全体説明・ＰＴＡ研修を行うなど、家庭との連携を図り再発防止対応を行う。

↓ 経過報告

管理職 → 経過報告 → 町教育委員会

※ いじめ事案が発覚した時点で、いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。

〇いじめられた生徒への対応

・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんと取る。

・保護者に対して、事実を説明するとともに、今後の指導方針や再発防止体制を説明し理解を得る努力をする。また、適宜家庭訪問を行い、状況報告していく。

・全職員に事実報告をし、いじめられた生徒が安心して学校生活が送れるよう全職員で支援を行う。

・養護教諭やＳＣと連携し、メンタルヘルスケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。

・町教育委員会に事実関係を報告するとともに指示を受ける。

〇いじめた生徒への対応

・事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導を行う。また、継続的に指導をして相手の思いや自己の行為の責任を自覚させ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

・いじめに至った原因や背景を明確にし、よりよく生活していくことができるよう支援を行う。

・家庭に事実と指導経過の報告を行うとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導を協力してできるようにする。また、事態によっては保護者への確認を取りながら、指導支援を行っていく。

〇再発防止のための取組

・いじめがあった事実を真摯に受け止め、学校環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

・学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。

・保護者会や学校公開等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、いじめのない学校づくりに努める。

（４）重大事態発生時の措置

〇重大事態とは

・生徒が自死を企図した場合

・生徒が相当の期間（３０日以上）学校を欠席することが余儀なくされている場合

・生徒に精神性の疾患が発症した場合

・生徒が身体に重大な障害を負った場合

・生徒が金銭を奪い取られた場合

・生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てがあった場合

〇上記のような場合は町教育委員会に迅速に報告する。

〇町教育委員会と協議し、調査主体を定め、第三者を含めた組織を活用して調査する。

いじめの重大事態が起こった場合の対応

【重大事態の発見】

連絡・相談

生徒指導主事 ⟷（連絡／指示） 管理職 ⟷（連絡／指示） 町教育委員会

【構成メンバー】
管理職、生徒指導部、関係職員、担任、養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷ、警察、児相、町教委、ＰＴＡ役員等
・事実確認調査　・情報収集
・情報提供　・役割分担
・窓口一本化

【拡大いじめ問題対策協議会の設置】

被害者側
家庭訪問（担任＋１名）
保護者・生徒に状況と対応について説明
☆絶対に守る姿勢

身柄の安全確保
学習環境の確保
事後観察・支援
（保護者へ報告）
校内巡視強化

加害者側
保護者・生徒来校要求
（管理職＋１名対応）
事実確認
☆いじめは絶対に許されないという姿勢
（出席停止も視野に）

関係生徒
第三者的情報収集
（職員１名～対応）
いじめられた生徒への支援要求
☆生徒を守り支える環境づくり

関係諸機関
学校運営協議会
町教委（報道等への対応）
警察（法的措置）・児相
医療機関・ＳＣ（身体・心のケア）
ＰＴＡ会長（保護者対応）

校内サポートチーム
全教職員、ＳＣ、ＳＳＷ、ＰＴＡ会長等

※　重大事態が発覚した時点で、拡大いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。
※　重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。